



水道料金の減額

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の皆さまを支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、**4か月分の水道基本料金を減額**します。

- 対象者 給水契約者(事業者を含む、官公署などを除く。)
- 減額の内容 水道料金のうち**基本料金の全額**
(この減額に伴う**申請手続きは必要ありません。**)

●口径別の減額金額(税込)

一般用	基本料金 (1か月)	減額金額 (4か月)
口径13ミリメートル	880円	3,520円
口径20ミリメートル	1,375円	5,500円
口径25ミリメートル	1,870円	7,480円
口径50ミリメートル	3,520円	14,080円
口径75ミリメートル	5,610円	22,440円

●減額の対象期間 令和8年4月検針分から7月検針分までの4か月分

区分	対象期間	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
偶数月に検針の方 (主に北部)	通常料金		基本料金減額 (4月検針)		基本料金減額 (6月検針)		通常料金	
奇数月に検針の方 (主に南部)	通常料金			基本料金減額 (5月検針)		基本料金減額 (7月検針)		通常料金

※1 お住まいの地域によって、異なる場合があります。 ※2 検針日によって、対象期間に差が生じる場合があります。

●ご注意いただきたいこと

- 基本水量分(0㎡~16㎡)を超える使用水量については、減額の対象ではありません。
- 下水道使用料は減額対象外です。
- 検針月の検針票の請求予定額には、減額前の金額が記載されています。次回の検針票の領収書(口座振替分)や、後日送付される納付書等で減額後の金額が確認できます。
- 減額手続きについて、市役所や水道部から電話や訪問をすることはありません。また、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。

【お問い合わせ】経営課 給水・料金担当

給水管の適切な維持管理について

給水装置とは？

道路などに埋められている配水管から分岐して、各家庭に引き込まれた**給水管、止水バルブ、水道メーター、給水栓(蛇口)**などの器具をまとめて「**給水装置**」と呼びます。

このうち、水道メーターを除く**給水装置はお客様(所有者)の財産**です。そのため、取り替えや修繕などに要する費用については、原則としてお客様の負担となります。

なお、水道メーターは、水道部が貸与しているものですが、メーターボックス内外の管理はお客様が行うこととなります。

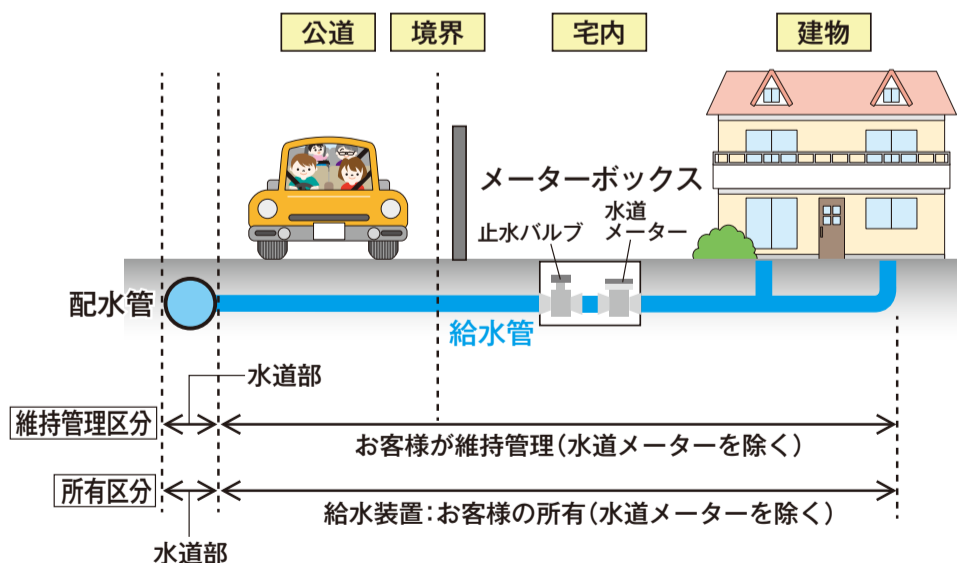
給水管も劣化していきます

建物と同じように、給水管も年数が経つと劣化して破損しやすくなり、漏水等の原因になります。

給水管は、一般的に20年を経過すると漏水が発生しはじめ、30年を経過すると漏水が増加する傾向が見られるといわれています。適切な管理をするためにも、**老朽化した給水管の計画的なお取り替え**をお願いします。

※配水管から水道メーターまでの漏水修繕について、緊急性の高いものは市で行う場合があります。

管理区分の一例



メーターの交換や検針を行う委託従事者は、**統一した作業着**および**腕章**を着用し、水道部が発行した**身分証明書**を携帯しています。不審な点などございましたら、水道部へお問い合わせください。

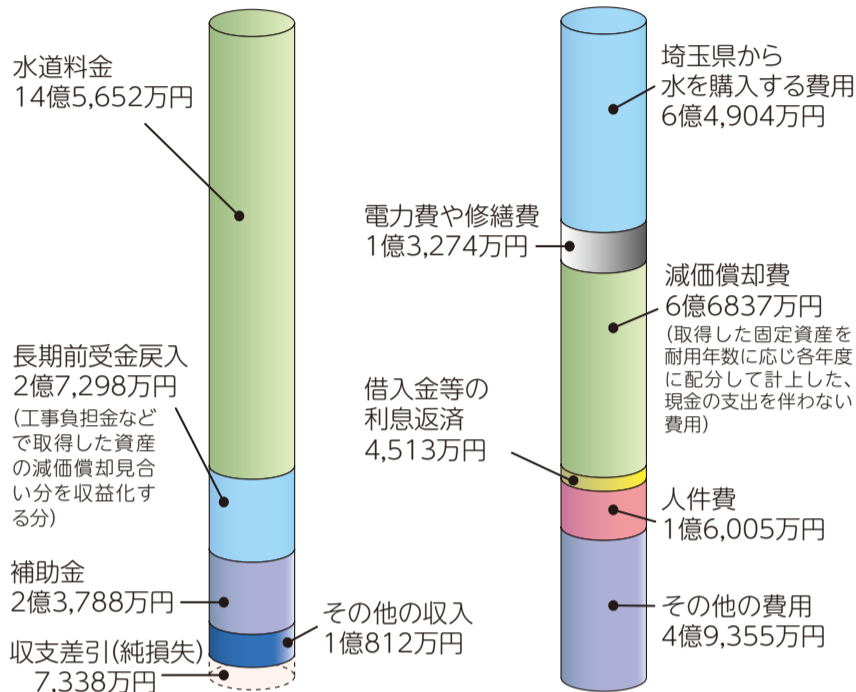
【お問い合わせ】経営課 給水・料金担当

令和8年度の予算をお知らせします

収益的収支（消費税抜き）

< 1年間の営業活動に関する収入と支出 >

皆さまに納めていただく水道料金などの収入と、埼玉県から水を購入する費用や、ご家庭に水道水をお届けするために必要な水道施設の維持管理費などの支出です。

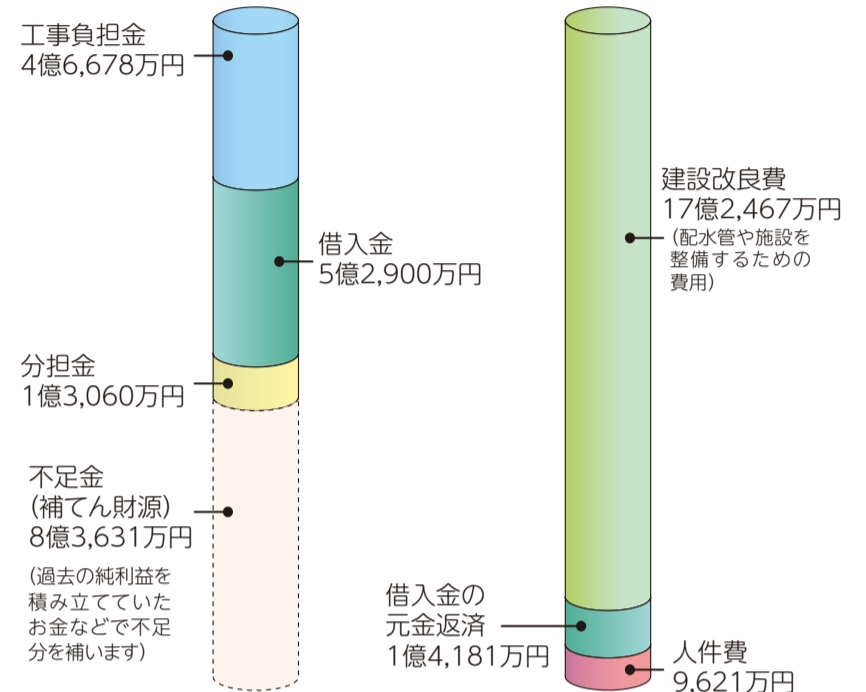


収入 20億7,550万円 支出 21億4,888万円

資本的収支（消費税込み）

< 水道施設などを造るための収入と支出 >

新しくご家庭に水道水を引く際に納めていただく分担金などの収入と、安定して水道水をお届けするために必要な水道施設の建設改良費などの支出です。



収入 11億2,638万円 支出 19億6,269万円

実施する主な事業等

50年、100年先においても、安全で良質な水を安定供給できるよう、「安全」、「強靱」、「持続」の観点に基づき、施設の更新や水道管の耐震化を引き続き進めていきます。令和8年度予算で実施する主な工事等を紹介します。



建設投資

- ①配水管の新設・布設替え 約4,530メートル
- ②中央浄水場電気設備更新工事
- ③南部配水場配水ポンプ更新工事

維持管理等（委託関係）

- ①中央浄水場・南部配水場の施設管理業務
- ②漏水調査および配水管洗浄作業業務

業務予定量

- ①給水件数： 48,575件
- ②年間総給水量： 10,400,000 m³
- ③一日平均給水量： 28,493 m³

【お問い合わせ】経営課 経営総務担当

漏水調査にご協力ください

水道部では、毎年度区域を決めて漏水調査を実施しています。

この調査では、「漏水調査員 八潮市水道部」の腕章を付け、水道部発行の身分証明書を携帯した委託調査員が公道および敷地内に立ち入り、水道メーターなどの調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

今年度の調査実施区域は、次のとおりです。

【調査実施区域】

- ・中央二丁目、八潮一丁目～四丁目、八潮六丁目～八丁目の全区域
- ・中央三丁目、中央四丁目、木曽根、二丁目、八潮五丁目、大曾根、大原、大瀬の一部区域
- ・河川堤防の区域

【実施時期】

7月上旬から11月下旬

この調査で、調査員が物品のあっせんなどを行うことは一切ありません。

【お問い合わせ】施設課 維持管理担当

調査実施区域図



水道管洗浄作業にご協力ください

水道部では、安定した水道水を維持するため、道路に埋設されている水道管内部の洗浄作業を夜間を実施します。

夜間から早朝にかけて排水弁および消火栓を利用して洗浄を行うため、一時的に断水を伴います。なお、作業は水道部発行の身分証明書を携帯した委託作業員が行います。

該当する区域の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【実施予定区域】

- ・中央二丁目の全区域
- ・中央四丁目、八潮一丁目～三丁目、木曽根、二丁目、古新田の一部区域

【実施予定期間】

10月中旬から11月中旬

【お問い合わせ】施設課 維持管理担当

水道メーターを交換します

水道メーターは、水道の使用水量を正確に量るため、8年ごとの交換が法律で定められています。このため、交換時期にあたる方には、メーターの交換を無料で行っています。

対象となる方には、事前にお知らせを配布したうえで委託従事者が敷地内に入り、交換工事を行います。

■交換工事時期 6月中旬～12月中旬

※メーター周辺の給水装置の老朽化等により、メーターの交換ができない場合があります。その場合の修理等の費用はお客様の負担となる場合があります。

【お問い合わせ】経営課 給水・料金担当

メーター周りにご注意ください

水道メーターの交換や、2か月ごとに行う水道メーターの検針のため、定期的にメーターボックスの蓋を開閉します。以下のとおり適切な管理をお願いします。

※メーターを交換する際に、事業者がメーターボックス内の土などを処分する場合があります。

	メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めたりしないでください。		メーターボックス内は、土などで埋まらないよう時々清掃を行ってください。
	メーターボックス周辺の伸びた雑草や樹木の枝は、剪定してください。		メーターボックス付近に犬を近づけないでください。

受水槽(小規模受水槽水道)の管理者・設置者の方へ

受水槽を設置しているビルやアパートなどの建物では、水道管から供給された水をいったん受水槽に溜めてから、ポンプで各階のご家庭に供給している場合があります。

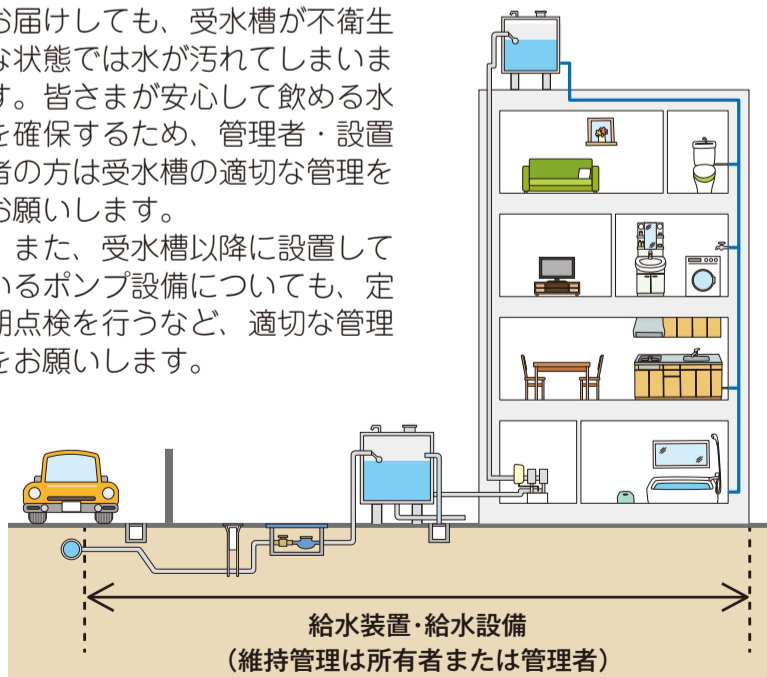
受水槽の有効容量が10立方メートル以下のものは小規模受水槽水道とされています。管理者・設置者の方は次の事項の管理に努めてください。

- 年1回以上の受水槽の清掃・点検
- 日常的な水質検査(臭い・色・濁り・味などのチェック)
- 供給している水に健康を害する恐れがあったときの給水停止、利用者または利用する可能性のある人への周知など

水道部がきれいで安全な水をお届けしても、受水槽が不衛生な状態では水が汚れてしまいます。皆さまが安心して飲める水を確保するため、管理者・設置者の方は受水槽の適切な管理をお願いします。

また、受水槽以降に設置しているポンプ設備についても、定期点検を行うなど、適切な管理をお願いします。

管理区分の一例



【お問い合わせ】経営課 給水・料金担当

6月1日～7日「水道週間」

令和8年度水道週間スローガン

たいせつな 水道守ろう 未来へと

1週間にわたり「第68回水道週間」が全国的に実施されます。この運動は、市民の皆さまに水道に対して理解と関心を高めていただくことを目的として、毎年実施しているものです。期間中は、市役所ロビーにてパネル掲示などを行います。

簡単! 便利な水道料金のお支払い方法について 便利!

口座振替

- ・1回の引き落としにつき55円を割引します。
- ・口座振替日は2か月ごとの9日(金融機関が休業の場合は翌営業日)です。

※各請求の初回の口座振替日に引き落としができなかった場合、割引は適用されません。

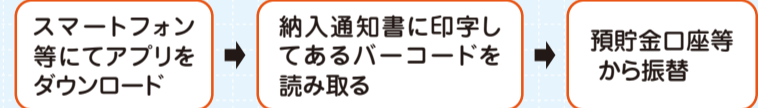
スマートフォン決済

取扱アプリ

- ・PayB
- ・FamiPay
- ・請求書支払い
- ・au Pay(請求書支払い)
- ・PayPay
- ・d払い
- ・請求書払い
- ・楽天Pay
- ・楽天銀行コンビニ支払サービス



ご利用方法



《注意事項》

- ・お客様によるシステム利用料(手数料)の負担はありません。ただし、通信料はお客様の負担となります。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合には、取扱金融機関、コンビニエンスストアもしくは水道部の窓口でお支払いください。

【お問い合わせ】経営課 給水・料金担当

小切手の支払受付を終了しています

紙の小切手の交換が廃止されることから、分担金、仮設保証金、手数料および水道料金については、水道部および八潮市水道お客さまセンター窓口での小切手の支払受付を終了しています。

【お問い合わせ】経営課 給水・料金担当

熱中症を予防しよう

暑い日は**熱中症**に要注意

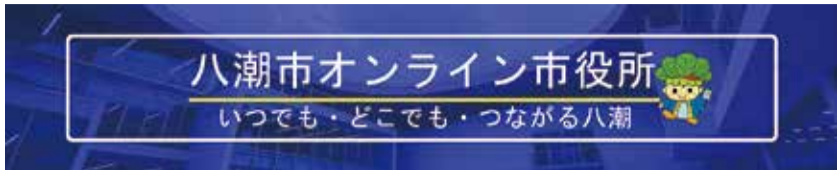
室内でも外出時でも

のどの渇きを感じなくてもこまめに

水分補給



©八潮市



水道の使用開始・中止の届出等について、こちらからインターネットを利用して手続きができます。ぜひご利用ください。



水道工事の申し込みなど

- ・水道の新設(家の新築など)
- ・改造(建替え、水道メーター口径変更など)
- ・撤去(家の取り壊しなど)
- ・修理(給水管の修理など)
- ・仮設(土地区画整理事業による移転で仮に水道を引く場合など)

これらの水道工事を行う際の申請・施工は、「八潮市指定給水装置工事事業者」だけが行えます。水道工事は必ず八潮市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

なお、この八潮市指定給水装置工事事業者以外の者が水道工事を行うことは、法令違反となりますのでご注意ください。

【お問い合わせ】経営課 給水・料金担当

災害時に備えましょう!

応急給水拠点

●災害時給水柱	
中央浄水場	中央1-3-1
南部配水場	古新田356-1

○耐震性貯水槽	
八條小学校	鶴ヶ曾根1

●第一次給水拠点	
八條小学校	鶴ヶ曾根1
八潮中央公園	中央1-9
潮止中学校	古新田530

○第二次給水拠点	
八條北小学校	八條1150
松之木小学校	緑町3-9-1
柳之宮小学校	柳之宮140
八幡小学校	中央4-21-16
大原小学校	八潮7-42-1
潮止小学校	南川崎822
大瀬小学校	大瀬3-9-1
大曾根小学校	垢527
中川小学校	大瀬1516

応急給水の際には、容器が必要になります。各ご家庭で、清潔な容器を準備しておきましょう。

八潮市指定給水装置工事事業者一覧(市内の水道工事店)

事業者名	事業所所在地	電話番号
(株)マルコー	大字八條35	972-6282
グリーン建設(株)	大字八條393-1	935-0267
(有)古姓燃料店	大字八條1219	931-8928
東新建設(株)	大字八條2498-8	995-8563
内田住設	大字八條2740-6	947-8852
(有)萩野水道	大字八條3750	996-8017
新町水道工事店	大字八條3808	996-3838
富士産業(株)	大字鶴ヶ曾根419	996-1251
(一社)八潮市災害復旧支援協会	大字鶴ヶ曾根659-1	951-0773
八潮水テクノ(株)	大字鶴ヶ曾根659-1	995-0108
八潮市指定管工事業協同組合	大字鶴ヶ曾根1659	995-1335
水之技研工業(株)	大字二丁目145	995-0997
奥戸建設(株)	大字二丁目530	995-1025
(有)山崎管工	大字二丁目1248-3	996-1513
内村設備	大字木曾根810-4	995-7471
(株)旭	大字木曾根813-5	998-5166
(株)LR	大字木曾根871-5	954-8506
(有)高商設備	大字木曾根1468-10	995-6836
潮止設備工業	大字木曾根1538-3	996-7188
青山設備工業	大字南川崎374-4	996-9306
(株)イグレック	大字大瀬1504	919-3220
加藤建設工業(株)	大字大瀬1623	995-0521

スマートフォンなどをご利用の場合は、市外局番(048)をつけておかけください。(令和8年5月1日現在)

事業者名	事業所所在地	電話番号
(株)HIRUMA	大字大瀬1674-3	997-9740
(有)白井管工業	大字垢370-1	997-3168
(株)潮	大字中馬場28	996-4146
(株)アルンオン	大字中馬場49-1	997-6340
東憲住設	大字大曾根88-5	999-0107
速水設備工業	大字大曾根329-1	999-5467
弘和工業(株)	大字大曾根1232-1	994-5236
(株)夢源	大字大曾根1243-2	951-2160
(有)サノヤ設備	大字大曾根2052	995-1436
福田建設(株)	大字西袋423	928-3536
(有)鈴輝住宅設備	大字西袋1044	998-2785
(株)三田組	大字南後谷878-5	997-2108
(株)大川工業	大字南後谷898-37	996-1289
(株)織田興業	中央1-3-13	996-1181
アサダ設備	中央2-9-11	918-2320
小仁熊瑞宝工業(株)	八潮1-17-4	996-5116
小幡興業(株)	八潮3-11-7	996-8944
蒲原燃料住宅設備(株)	八潮4-1-10	996-9630
大家設備	八潮4-18-38	998-6151
(株)成田管工	八潮7-30-35	998-8323
竹内セントラル(株)八潮支店	八潮7-46-1	996-4161

※市外にも八潮市指定給水装置工事事業者(水道工事店)があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ	水道の使用について	水道の使用開始・中止について(引越し・家の改装・名義変更など)	八潮市水道お客さまセンター (八潮市委託事業者 (株)両毛ビジネスサポート)	048-999-7015
		水道の使用水量・水道料金について		
		給水装置(工事、名義変更など)について		
		八潮市指定給水装置工事事業者について		
		水道メーターの交換について		
	水質	貯水槽の管理者の変更や点検・清掃について	経営課 給水・料金担当	048-996-4188
水質について		施設課 浄配水・計画担当	048-996-4216	
漏水	宅地内の水漏れについて ※メーターから建物内までの修理については八潮市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。	施設課 維持管理担当	048-996-4202	

上記以外のお問い合わせ 水道部 ☎048-996-1486(代表)

公道漏水通報専用フリーダイヤル
フリーダイヤル ヤシオ オークユー
0120-840-090

市内の道路で漏水を発見したら
すぐにお電話を!

携帯OK

アレッ!
道路から水があふれる
水道部へすぐ連絡だ